

甲府市中央部地域等で暮らしてみませんか？

空き家の改修や子育て・新婚世帯の家賃を助成します！

※中央部地域等: 富士川・相生・春日・新紺屋・朝日・穴切地区

中央部地域等にある空き家などの有効活用と、子育て世帯・新婚世帯の定住を促進するため、「**空き家改修への助成**」と「**子育て世帯・新婚世帯への家賃助成**」を行っています。

中央部地域等助成対象エリア  対象エリア

※エリアは参考となりますので詳細はお問合せください。

空き家の改修を助成(空き家改修助成制度)

○助成額

◇空き家の購入者

助成対象工事費の **1/3 以内かつ上限額 30 万円** (ただし、購入者が**子育て世帯又は新婚世帯の場合は、上限額 50 万円**)

◇空き家の貸主(オーナー)

助成対象工事費の **1/3 以内かつ上限額 30 万円**

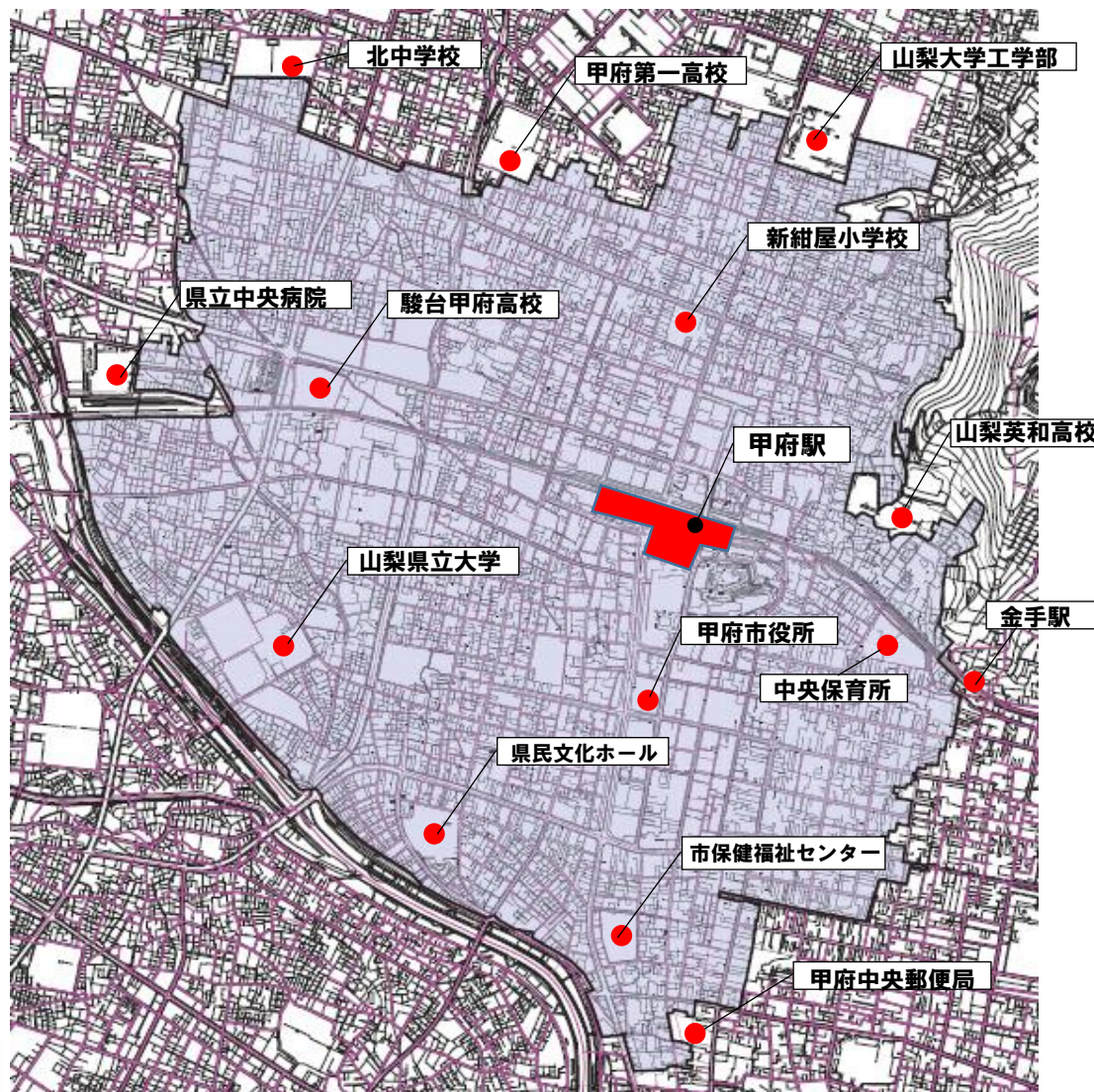
子育て世帯・新婚世帯の家賃を助成(子育て世帯等家賃助成制度)

○助成金及び助成期間

- ・助成金の交付月額は、実質家賃の **1/2 以内かつ上限額 2 万円**
- ・助成を開始した月から **36 月**を限度

制度の**詳細は裏面**をご覧ください

インターネットは「**甲府市空き家助成**」で検索！



空き家改修助成制度

1. 助成対象者

(1) 空き家の購入者（全てに該当すること）

- ① 空き家を居住目的で平成 29 年 4 月 1 日以降に売買契約した方
- ② 当該空き家の所有者の 2 親等以内の親族でない方
- ③ 工事の完了報告までに当該空き家への住民登録を行った方 等

(2) 空き家の貸主（全てに該当すること）

- ① 空き家を居住目的で平成 29 年 4 月 1 日以降に賃貸借契約した方
- ② 借主が当該空き家の所有者の 2 親等以内の親族でない方 等

2. 対象住宅（居住の用に供する面積は、30m²以上であること）

- (1) 一戸建ての専用住宅
- (2) 一戸建ての居住面積が 1/2 以上の併用住宅(助成対象：居住部分)

3. 対象工事（全てに該当すること）

- (1) 市内施工業者が行う改修工事であること
- (2) 空き家の修繕、補修、模様替及び増改築に要する工事であること
（「住宅リフォーム助成制度の基準」を準用）
- (3) 助成交付決定を受けた以降に着手する工事であること
- (4) 工事費が 10 万円以上の工事であること

4. 助成額

(1) 空き家の購入者

助成対象工事費の 1/3 以内かつ上限額 30 万円（ただし、購入者が 子育て世帯又は新婚世帯の場合は、上限額 50 万円）

(2) 空き家の貸主

助成対象工事費の 1/3 以内かつ上限額 30 万円

子育て世帯等家賃助成制度

1. 助成対象者（全てに該当すること）

- (1) 子育て世帯(中学生以下、妊婦世帯)、新婚世帯(婚姻後 5 年以内で夫婦が 50 歳未満)であること<以下「子育て世帯等」>
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日以降、中央部地域等内の民間賃貸住宅に賃貸借契約した世帯
- (3) 平成 29 年 4 月 1 日以降、中央部地域等外から中央部地域等内に新たに世帯全員が住民登録した子育て世帯等として、申請日に中央部地域等内へ住民登録して 1 年を経過しない世帯
- (4) 1 年以上中央部地域等外に住民登録している世帯
- (5) 収入のある方の年間所得の合計が次の所得以下である世帯
 - ・ 2 人世帯：622 万 4 千円
 - ・ 4 人世帯：698 万 4 千円
 - ・ 3 人世帯：660 万 4 千円
 - ・ 5 人世帯：736 万 4 千円 等

2. 対象住宅（全てに該当すること）

- (1) 申請者及びその世帯が自ら居住する空き家又は空き室であること
- (2) 居住の用に供する面積は、30m²以上であること

3. 助成金

助成金の交付月額、実質家賃の 1/2 以内かつ上限額 2 万円

4. 家賃助成期間

家賃助成を行う期間は、助成を開始した月から 36 月を限度

お問い合わせ先

甲府市建設部 空き家対策課 TEL 055-237-5350

